

放置自転車発見者

昭島警察署（☎042-546-0110）または最寄りの交番に通報し、自転車の色、防犯登録番号、車体番号、放置された時期等を伝える。



警察署

放置場所で自転車を調査し、被害届の有無を確認する。被害届が出ていた場合は警察署から自転車所有者に連絡する。

- ・ 放置場所が道路、駅前広場、公園で被害届がでていない⇒**ア**
- ・ 放置場所が私有地、私道、マンション敷地内、駐車場等で被害届がでていない⇒**イ**



ア道路、駅前広場、公園

- ①警察署が放置自転車に警告札を貼付する。
 - ②警察署が市に撤去を依頼する。
 - ③市が黄色い警告札を貼付し、一定時間経過した後撤去する。
- ※札が外された場合や、通報時と場所が変わっていた場合は、撤去できません。再度、警察署に通報してください。



イ私有地、私道、マンション敷地内、駐車場等

私有地や私道に放置されている自転車は、法律・条例により市では撤去できません。土地の管理者が自転車に「〇月〇日までに移動しない場合は処分します」等を貼付し、警告期間を経過しても移動しない場合は、管理者が処分するのが一般的です。この方法は、あくまで土地管理者の権限で行うもので、処分によって生じたトラブルに対しての責任は市では負いません。